

平成31年 第1回 北海道議会定例会 予算特別委員会〔総務部所管〕開催状況

開催年月日 平成31年3月1日(金)

質問者 民主・道民連合 広田 まゆみ 委員

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 指定管理制度の見直しについて 私は、環境生活常任委員会において、この間100年記念施設再生構想などについて議論を重ねてまいりました。その議論などに基づいて指定管理者制度について何点か伺って参ります。</p> <p>(一) 制度の見直しの体制等について 初めに、現在、道では昨年度の包括外部監査の結果などを踏まえ、指定管理者制度の見直しについて検討を行っていることと承知しておりますが、検討体制や検討項目、検討の進捗状況について伺います。</p> <p>(二) 指定管理施設関係者の意見聴取について 指定管理者制度の検討の状況について伺いました。環境生活常任委員会でも確認したところですが、指定管理施設関係者から、収入を確保する方策としての利用料金制度減免の見直しや、安定的な運営と雇用の確保などを図る上での指定管理期間のあり方などについて、意見が寄せられています。制度の見直しにあたっては、こうした施設関係者からの意見にも十分に耳を傾ける必要があると考えますが、見解を伺います。</p> <p>(三) 指定管理施設の運営について 現在指定管理施設については、道の基準に沿った形で運営されています。しかしながら、指定管理施設は博物館、公園、住宅から病院まで多様な性質の施設が含まれておりまして、基準に基づく一律の運営は、施設の有効活用を図る観点から疑問であります。施設の有効活用を図るためには、施設の性質や状況を把握している所管部局が、施設の特性に応じて管理運営に関する事項を定められるようにする必要があると考えます。こうした点をどの様に認識し、制度見直しや今後の施設運営にどの様に反映していく考えか伺います。</p> <p>【指摘】 今のご答弁では、基本的な見直しの方向性のとりまとめを待つまでもなく、総務部として各関係部の主体性を十分に尊重しているという認識が示されたという風に理解してよろしいですか。そこで、指摘をさせていただきますが、昨年末に策定しました野幌森林公園エリアに関わる再生に関する構想の中では、例えば、開拓の村については、これまでの野外博物館としての役割を基本としながら、新たに国内外からの旅行者をターゲットにした観光拠点や古民家再生など人材育成拠点としての活用を図るとしたところになっておりまして、今後、この方策を具体的に進めるため有識者などにより協議を行い展示建造物の保存、活用に関わる具体的な</p>	<p>(行政改革課長) 指定管理者制度の見直しについてであります。制度の導入から12年が経過し、施設の老朽化など、施設運営を取り巻く環境が変化していることに加えまして、道議会での議論や昨年度の包括外部監査において、制度の見直しに関するご意見をいただいたところです。このため、道では、昨年5月から、総務部や環境生活部など7つの施設所管部局と当課で組織いたします庁内会議におきまして、各施設に共通する施設使用料や修繕費、指定管理期間などの施設運営に関する事項につきまして見直しの検討を行っているところでございます。</p> <p>(行政改革課長) 施設関係者からの意見聴取についてでございますが、指定管理者制度の見直し検討にあたりましては、委員ご指摘のとおり、制度導入施設の現状把握をはじめまして、施設所管部局や指定管理者からの意見聴取等が重要と認識しております。そのため、道では、昨年6月に実施いたしました、指定管理者制度導入施設の運営状況実態調査を踏まえまして、8月に、「施設修繕費」や「指定管理期間」などについて、57の指定管理者及び7つの施設所管部局からの意見聴取を行うとともに、全国の都府県に対しても調査を行ったところでございます。</p> <p>(総務部次長兼行政改革局長) 今後の施設運営への反映などについてでございますが、道では、指定管理者制度の適切な運用をはかるため、指定に伴う一連の事務処理にかかる具体的な留意事項などを「指定管理者制度に関する運用指針」において定められておきまして、各施設所管部局におきましては、施設の性質に応じた指定管理者への要求水準を設定するなど、指針に則った運用がされているものと認識をしております。道といたしましては、今年度末までに、指定管理者制度に関する「基本的な見直しの方向性」を取りまとめることとしておきまして、新年度以降、この方向性に基づき、指針を改定するほか、各施設所管部局におきましては、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、施設の性質などに応じた公募要件や要求水準の見直しなど、具体的な検討が行われるものと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>維持修繕活用方針の策定などを予定しているということがあります。</p> <p>関係部には、該当施設の学芸員などのモチベーションが上がる動きを関係部としてしっかりするようということ了指摘をしたところですが、総務部としては、指定管理者に求めるべき役割と、道として担うべき総務部として新たに挑戦していく役割、そもそも指定管理としてこのようなことができるのかということを含めて、しっかり現場の意見を聞いて進めていただきたいということを指摘をさせていただきます。</p> <p>結局、これまでヒト・モノはすべてコストカットの対象という目線で物事が進んできたと思っていますが、それではいけないということで、私としては、この間キーワードとしてのみの提供しかできていませんが、例えば、社会資本だけではなく文化資本という考え方やSDGs未来都市で認定されている下川町が、自然資本という考え方で新しいものさしを提示して、官民共同で地域経営を進めていこうとしているところでもありますので、その辺も含めて文化資本・文化施設のこれからを考えていただきたいということを指摘をさせていただきます。</p> <p>二 SDGsと今後の予算編成について</p> <p>次にSDGsと今後の予算編成についてお話をさせていただきます。</p> <p>今、高橋知事は、赤字再建団体を回避したということをご自身の功績というふうに仰っておりますが、それは、一つの事実だというふうに思いますが、長期にわたって一律シーリングされてきた。ある意味、あまりビジョンがない、ご自分でやりたいことがあまりないように思われる知事の下で、財政課が粛々と財政運営をしてきたというのが現状だというふうに思いますが、そういう意味では、一律シーリングの影響というのが、短期的には赤字再建団体を回避するのに、それは良かったかもしれませんが、それによって失っているものがあるのも大きいというふうに思っています。</p> <p>財政課として、そういう影響について、どのように認識をし、今後、どのように道庁組織の活性化を図っていくのか、そして道税収入をどう増やすのかという幅広い観点から予算編成をおこなうべきと考えますが、今後に向けての対応について伺います。</p> <p>また、官民一体で持てるものさしの1つとしては、SDGsがあります。</p> <p>新たなものさしでこれまでのやり方を見直すものとして、私としては、期待をしているところであります。</p> <p>今後の予算編成に関して、SDGsの意義をどのように認識し、どのように予算編成方針などに反映していく考えか伺います。</p> <p>(指摘)</p> <p>私自身の問題意識として、議員になる前からも、議員になってからも変わっていないのですが、農村にいるときには、地域のお父さん、お母さんが若い人たちが来てくれるためには、うちの町にもボーリング場とかゲーム場がないと若い人が来てくれないよねということも、もう20年近く前ですけれども、そう仰いました。</p> <p>そういう問題意識を変えていかない限り、いくら道庁の方で、財政縮減ということをして、ものさしが変わらない限りだめだというふうに思っています。</p> <p>そういう意味では、新しいものさしの取組を財政課にもしっかり検討していただきたいというふうに思っています。</p>	<p>(財政課長)</p> <p>今後の予算編成についてでございますが、依然として収支不足の発生が見込まれる中、予算編成に当たりましては、まずは、施策・事務事業の取捨選択やスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、歳出の効率化を図ることが必要と考えるところでございます。</p> <p>一方で、将来にわたり安定的な財政運営を行っていくためには、各部相互の施策間連携や横断的事業の推進などによりまして、本道経済の活性化につながる施策を効果的に展開をし、税収増につなげていくことが極めて重要であり、また、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に取り組むSDGsの推進は、総合計画が目指す姿とも合致するものと認識をするところでございます。</p> <p>今後の予算編成に当たりましても、政策検討に係る基本的な方針などを十分に踏まえながら、限りある行財政資源の効果的・効率的な配分に努めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>三 口きき、働きかけの公開要綱について</p> <p>(一) 道庁OBからの働きかけについて</p> <p>次に、口きき、働きかけの公開要綱について伺います。私自身は、議員になった直後から、道庁職員のOB、国会職員を含む働きかけの公開要綱の策定について何度か議会議論させていただいておりました。ところが、その必要性はないというご答弁が続いていたわけですが、今回、道庁職員OBに関し、働きかけを禁止する地方公務員法、道の退職管理条例等が整備がされたと聞きますが、その運用状況を伺います。</p> <p>(二) 要綱等の策定について</p> <p>他自治体においては、こういう公開要綱を作るときに、国会議員を含む議員も一緒に対象とする要綱が策定されている事例もありますが、なぜ、北海道においては未策定なのか。</p> <p>私がこれを申し上げるのはですね、栗山町の議会基本条例、全国に先駆けて議会基本条例ができていますが、栗山町の議会条例では、政策の発生源や代替案の検討の状況などを議会にしっかり提出することになっております。</p> <p>そして栗山の議会では、例えば総合計画の対案なども出しまして右肩上がりの、逆に行政側の提案を議会側がしっかり、人口減少をにらんで削減をするというような機能を果たしている中で、私として最低限できることとして、この口きき、働きかけの公開要綱についてお願いをしているところです。</p> <p>鳥取県庁などに、実際にある事例をお話しをしましたら、例えば、電話や口頭による働きかけも含めて、職員に威圧的なものももしもあった場合には、この要綱のおかげで、職員が救われるというところもあって、総務部としてできることは、職員それぞれのモチベーションアップのための仕事もしっかりしていくということも、総務部の大きな役割だという風に考えております。</p> <p>四 監査委員の選任について</p> <p>監査委員の選任にあたり、道としてどのような基準で選出をしているのか伺いたいと思います。道庁不正経理以後、原則として、私自身は、監査委員に道庁職員のOBは選任しないものと認識をしていましたが、高橋道政下、ここ数年、それが常態化をしています。さらに、現職の部長が横滑りのように選任をされています。私も議員としてこのことを了してきたわけですが、もちろん、議会、議員が人事に口を出すことは絶対にあってはならないというふうには私は思っているところではありますけれども、他府県の監査委員の選任状況を伺うとともに、今後の選任のあり方について、所見を伺います。</p>	<p>(人事課長)</p> <p>再就職者からの「働きかけ」についてでございますが、平成26年に地方公務員法が改正され、平成28年4月1日から、道を退職し団体等に再就職した者に対して、在職中のポスト等に応じた現職職員への「働きかけの禁止」、それに違反した場合の罰則、また、「働きかけ」を受けた現職職員の人事委員会への届出義務、こういったものが規定されましたことから、道においても、条例や要綱を整備し、退職管理制度を運用しているところでございます。</p> <p>再就職者から「働きかけ」を受けた場合の届出状況について、人事委員会に確認いたしましたが、これまでに事例はありません。</p> <p>(総務課長)</p> <p>職員への要請等に関する取扱いについてでございますが、道におきましては、職員が国会議員を含む議員の方々などから要請等を受けた場合には、文書管理規程に基づきまして文書等で報告することとしており、報告文書は、行政分野、業務分野ごとに分類保存のうえ、情報公開条例に基づく請求があった場合には、非開示情報に該当するものを除き、開示することとして いるところでございます。</p> <p>道といたしましては、こうした関係規程の適切な運用によりまして、道政運営の公正性や透明性の確保が図られると考えておりまして、独立した要綱の策定には至っていないところでございます。</p> <p>(人事局長)</p> <p>監査委員の選任についてでございますが、監査委員につきましては、これまでも、地方自治法に基づき、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に優れた識見を有する者との観点から、市町村長経験者や道職員経験者を含め、幅広く人選するとともに、最も適任であると判断した者について道議会の同意を得て、選任しているところでございます。</p> <p>また、他県での選任状況につきましては、職員経験者が就任しているのは、現在29府県であり、このうち、部長職などから引き続き就任しているのは、16県であると承知してございます。</p> <p>道といたしましては、今後も、監査委員の役割を踏まえ、引き続き、幅広く人選をし、最も適任であると判断した方を所用の手続きを経て任命してまいる考えでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>この監査委員のあり方については、地方分権推進改革のあり方でも、大変議論をされております。そして、これは議会がしっかり考えていかなければいけないところであります。先ほどお話しされた、職員経験者が就任している16県の中でも、例えば議選委員を減らして識見委員を増やすなど、そうした取り組みをしている県もございます。私としては、これまで様々な会派の皆さんの様々なご意見ですとか、また会派としても副知事に再三に渡って申し入れをしていると私は聞いておりますけれども、監査委員に現職の、特にその方が悪いと言っていることでは決してありませんが、誰が知事であっても、道庁の組織文化として、ある意味言葉は違うかもしれませんが、美学として、そういう代表監査委員に現職の部長を横滑りで人事で処遇するかのように見えるような選任は断固としてやめていただきたいということを強く申し上げて私の質問を終わります。</p>	